

裁 決 書

審査請求人 住所 ●●●●
氏名 ●●●●

処 分 庁 安 来 市 長

審査請求人が平成29年6月7日に提起した処分庁による地方税法（昭和25年法律第226号）第9条の2第1項に基づく相続人代表者の届出に関する手続きに係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 平成●●年●●月●●日、●●が死亡したことにより、下記不動産（以下、「本件不動産」という。）につき相続が開始した。

記

(1) 土地

所在地	地目	地積 (m ²)
●●	●●	●●

(2) 建物

所在地	家屋番号	床面積 (m ²)
●●	●●	●●

- 2 審査請求人は、上記1の相続に際して、平成●●年●●月●●日、処分庁に対し地方税法第9条の2第1項後段に規定する相続人代表者の届出（以下「本件届出」という。）を行った。
- 3 処分庁は、本件届出に基づき、平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで、本件不動産に係る固定資産税納税通知書を審査請求人に送付している。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、平成●●年●●月●●日に●●が死亡したため、同年●●月●●日、本件届出を行った。審査請求人は、処分庁の担当者から、送付先が変わるからとりあえず記入をしてほしい旨の説明を受けていた。

その後、処分庁から審査請求人に対して固定資産税納税通知書が送付されたが、本件届出により納税義務者が決定されるとは思わなかった。

上記届出は、納税義務者となる意思で行ったものではないため、審査請求人を納税義務者とする本件届出に関する手続き（以下「本件手続き」という。）は違法な処分であり取り消されるべきである。

理 由

1 本件審査請求の適法性

以下の理由により、本件手続きは審査請求の対象に当たらない。

審査請求の対象は、「処分その他公権力の行使に当たる行為」（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条第1項）、すなわち「公権力の主体たる国又は公共団体の行為のうち、その行為によって、直接に国民の権利義務を形成し、又はその範囲を確定することが法律上認められているもの」である（東京地方裁判所平成17年（行ウ）第386号等同18年9月8日判決、最高裁判所昭和37年（オ）第296号同39年10月29日第一小法廷判決・民集18巻8号1809頁）。

本件手続きは、納税義務者が死亡してから相続登記が為されるまでの間、固定資産税納税通知書の送付先を決定するために、事務処理の便宜上為されるものであって、固定資産税の課税に関して何ら審査請求人の権利義務に影響を与えるものではない。

審査請求人は、本件手続きが原因で自身が納税義務者となった旨を主張する。しかし、納税義務自体は、納税義務者の死亡により、地方税法第9条第1項によって当然に相続人全員に承継されるものであり、本件手続きが原因で審査請求人のみに納税義務の承継が生じるものではない。

よって、本件手続きは審査請求の対象とならない。

2 本件審査請求の補正可能性

審査請求人の主張を斟酌するに、本件手続き以外の点について審査請求の対象とする意思があると解することはできないため、本件審査請求の対象を補正することができないことは明らかである。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であって補正することができないことが明らかであるから、行政不服審査法第24条第2項に基づき、同条第1項及

び同法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年7月27日

審査庁 安来市長 近藤 宏 樹

(教示)

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安来市を被告として（訴訟において安来市を代表する者は安来市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。